

グリーン購買 ガイドライン

世界の人びとに、「喜びと安心」を。



2008年 5月

株式会社 ミツバ

企業理念

基本理念

ミツバは、ミツバを愛しささえる人々とともに、
社会と環境に調和した技術の創造を通して、
世界の人々に喜びと安心を提供する。

経営理念

1. 選ばれる企業をめざし、ミツバブランドを世界に拡げる。
2. 技術をドライビングフォースとし、市場創造に挑戦する。
3. 人を活かし、人に生かされる企業となる。

行動理念

夢 挑戦 スピード

私たちは、夢をもち、果敢に挑戦し、行動のスピードをあげます。

企業メッセージ

心 ひろがる技術

目 次

1 . はじめに-----	1
2 . 弊社の環境に対する取組み-----	2
2 . 1 弊社の環境宣言-----	3
2 . 2 弊社の行動指針-----	3
3 . グリーン購買の考え方-----	4
3 . 1 考え方の基本-----	4
3 . 2 適用範囲-----	4
3 . 3 グリーン購買適合基準-----	4
4 . ミツバ規制化学物質リスト-----	5
5 . お取引様への依頼事項-----	6
5 . 1 環境負荷物質調査へのご協力-----	6
5 . 2 購入品に関する適合宣言-----	6
5 . 3 環境マネジメントシステム未構築の場合の自己診断の実施-----	6
提出期限-----	7
提出及び問合せ先-----	7

添付資料

- 別紙附表 ミツバ規制化学物質リスト < G A D S L >
- 別紙附表 ミツバ規制化学物質リスト < 特定禁止物質 >
- 別紙附表 ミツバ規制化学物質リスト < 自主規制物質 >

- 様式 1 「ミツバ規制化学物質リスト」使用禁止物質 非含有宣言書
- 様式 2 環境マネジメントシステム自己診断書

- 別紙 関連法規、規制等

1 . はじめに

21世紀に入った今、社会全体が環境問題への認識を一段と高めており、企業にも循環型社会の構築を強く求めてきています。弊社は 輸送用機器関連メーカーとして、「社会が真に望んでいることとは何か」を常に念頭においた経営を進めていかなければならないと考えています。

弊社は、環境保全への取組みを経営の最重要課題のひとつとして、環境負荷の低減に取り組んできました。弊社の製品は、多くのお取引先様から納入して戴く部材を使って生産しています。事業活動の全ての段階で、特にグローバル生産、グローバル販売が進展した現在において、環境負荷の低減を図るためには、弊社だけの環境管理活動では十分とはいえず、お取引先様を含めたサプライチェーンでの環境管理活動が必要不可欠となっています。

このような背景から、弊社では、「環境に配慮したお取引先様から、環境負荷の少ない部材を購入する」、いわゆる「グリーン購買」の取組みを「グリーン購買ガイドライン」として取りまとめ、お取引先様と足並みを揃えてこの課題に取り組んでいきたいと考えています。

21世紀に相応しい地球環境保全への取組みに対し、是非ともご理解、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

株式会社 ミツバ

取締役常務執行役員 木村 好正
(環境管理担当)

取締役執行役員 高橋 良和
(調達統括)

2. 弊社の環境に対する取組み

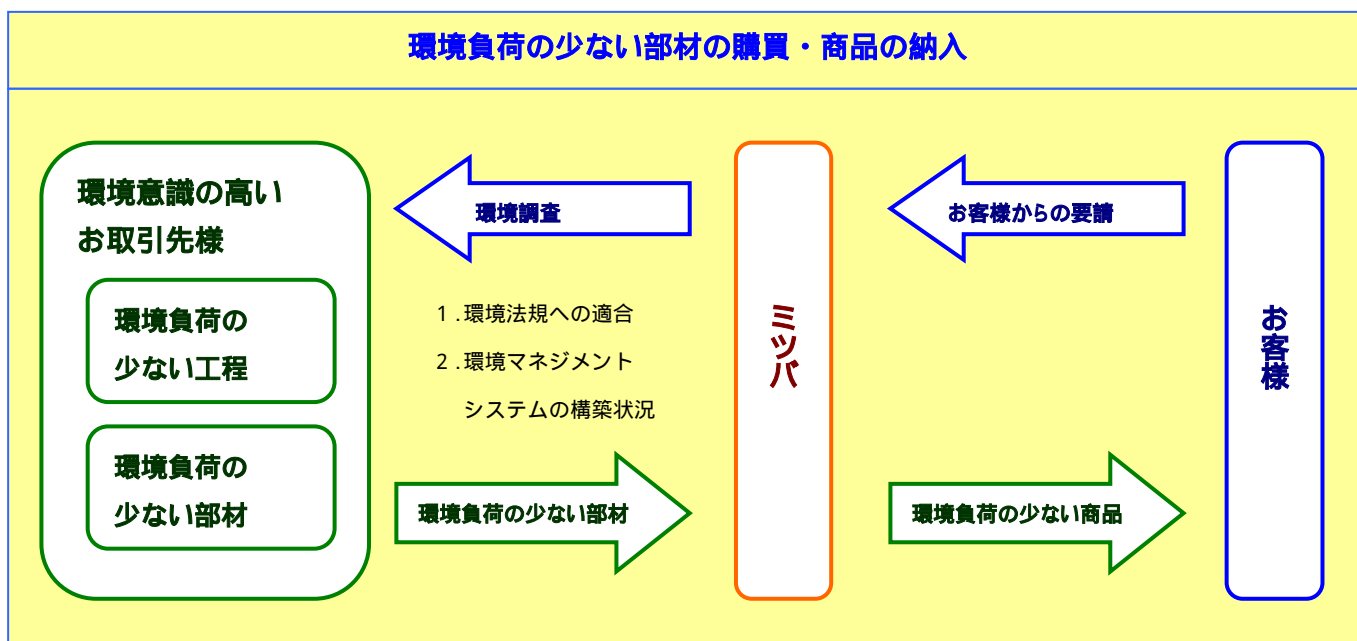
私たちミツバは、地球環境保全を経営の重要課題と考え、1997年から生産拠点のISO14001構築を進めてきました。2005年11月には、営業所・出張所を含む国内全拠点の整備を完了し、ISO14001環境マネジメントシステムによって、ミツバ社内の継続的な環境負荷低減の取組みを推進してきています。

これらの活動は、地球温暖化防止、排出物のリサイクルによる省資源に始まり社内各部門の本業に関する環境負荷低減に及んでおり、全社を挙げての活動になってきています。

しかし、これらの取組みは、ミツバの生産拠点に関するものが多く、ISO14001環境マネジメントシステムが意図する継続的な環境負荷の低減を果たすためには、商品の生産段階は元より、使用、廃棄段階に関する視点が重要となっています。

昨今の、欧州委員会による「欧州ELV指令 2000/53/EC」を発端とする環境負荷物質使用廃止への対応が最も良い例となっています。その他に「RoHS指令 2002/95/EC」、「特定の危険物の使用、販売に関する指令 76/769/EEC」及び国内法である「化審法」、最近では、「欧州REACH規制 EC 1907/2006」も対応が必要になってきています。

このような状況に鑑み、今回、「ミツバ グリーン購買ガイドライン」を制定し、皆様の企業としての環境マネジメントシステムの整備、推進、並びに部材の環境負荷物質使用廃止の二つを主要テーマとして活動を進めて参ります。



2.1 弊社の環境宣言

私たちは、社会と環境に調和した技術開発を通して、自然環境との継続的な共生を図り、豊かで安心できる環境の実現をめざします。

- 一、私たちは、開発、生産、販売すべての企業活動において 資源・エネルギーの節約に努めます。
- 一、私たちは、廃棄物、汚染物質の削減と適正な処理に努めます。
- 一、私たちは、地域環境との調和を図り、安心できる生活環境の保全に努めます。

2.2 弊社の行動指針

「環境宣言」を行動に移すための具体的な指針です。

1. 限りある資源の節約と有効利用を図ります。
2. 全ての企業活動を通してエネルギーの節約を進め、地球温暖化防止への責任を果たします。
3. オゾン層を守るため、オゾン破壊物質の代替を図ります。
4. 製品への使用を含め、化学物質の適性管理と有害化学物質の使用廃止を図ります。
5. 環境マネジメントシステムを整備し、法規制より厳しい社内基準の遵守に努めます。
6. 環境に関わる社会活動に積極的に参加します。

3 . グリーン購買の考え方

3 . 1 考え方の基本

株式会社ミツバは、従来、お取引先様に品質・納期の面でご協力を 戴いてきました。社会が、私たちの商品に求めることは、サプライチェーンを含めた調達、生産、使用、廃棄のライフサイクルでの環環境負荷の低減です。具体的には、商品の化学物質管理、省資源、省エネルギー、環境汚染の未然防止です。

これらの要求に応えるために、グリーン購買について、ご協力を御願い致します。

グリーン購買にご協力戴いているお取引先様から優先的に購買致します。

3 . 2 適用範囲

輸送用機器関連製品に使用する購入品を納入するお取引先様

- ・ 材料
- ・ 部品
- ・ 副資材

3 . 3 グリーン購買適合基準

(1) 部材に関する適合基準

別紙附表「ミツバ規制化学物質リスト」に適合すること。

(2) 環境マネジメントシステムに関する適合基準

ISO14001もしくはこれに準ずる環境マネジメントシステムを構築すること。

エコアクション21、エコステージ、環境マネジメントシステムスタンダード (K E S) は、ISO14001の認証取得に準じた取扱いとする。

ISO14001等を未取得の場合には、以下の全てを満たしていること。

環境保全に関する企業理念、方針、目的・目標 及びそれらを達成するための実行計画があること。

環境保全に関する組織・責任者を設置し、適切な環境管理が行われていること。

別紙関係法令の「工場・事業所に関する法律」のうち該当するものを遵守していること。

以下の項目について、環境保全への積極的な取組みがなされていること。

- a . エネルギー管理
- b . 廃棄物管理
- c . 緊急事態対応管理
- d . 化学物質管理

環境保全に関する緊急事態への対応が確立していること。

環境に関する教育・啓蒙を行っていること。

環境保全活動の推進状況を確認する仕組みがあること。

4 . ミツバ規制化学物質リスト

ミツバ規制化学物質リストは以下の附表 1 ~ 附表 3 で構成される。

附表	管理区分	内容
附表 1	禁止・申告物質リスト	G A D S L に準拠、本規格では化学物質群のみを参考掲載する。
附表 2	特定禁止物質リスト	G A D S L では申告物質としていても、本表に掲載されている場合は禁止物質とする。 (本表は G A D S L より優先する。)
附表 3	自主禁止・申告物質リスト	G A D S L には定めていない化学物質にて当社が規制する禁止・申告物質

5 . お取引先様への依頼事項

5 . 1 環境負荷物質 調査へのご協力

弊社による「購入品」に含有する環境負荷物質についての調査、問合せに対して、ご協力をお願いします。

- 環境負荷物質非含有エビデンス

環境負荷物質非含有エビデンスとは、環境負荷物質を含有しないことを証明する分析データを含む証明書（提出は、購入品につき一回です。）

- IMDS, JAMA 統一データシート等の全成分データ

全成分データとは、IMDS や JAMA 統一データシート等による購入品の全成分の成分率データ

など

5 . 2 購入品に関する適合宣言

お取引先様が弊社に納入戴いている「購入品」は、別紙「ミツバ規制化学物質リスト」及び別紙「関連法規、規制等」の「製品に関する法律」で禁止されている物質を含有していないことを宣言して戴きます。

添付資料 様式 1 「ミツバ規制化学物質リスト」使用禁止物質 非含有宣言書 にて、ご報告をお願い致します。

提出は、お取引先様に付き一回です。未だ提出されていないお取引先様の提出をお願いします。

5 . 3 環境マネジメントシステム未構築の場合の自己診断の実施

ISO 14001等を未取得の場合には、添付資料 様式 2 環境マネジメントシステム自己診断書 に環境マネジメントシステムの構築状況を記載し、ご提出下さい。

様式 2 環境マネジメントシステム自己診断書 の結果によっては、今後弊社による監査を実施させて戴きます。監査を要請させて戴く場合には、受け入れて戴き

まずようお願い致します。

ISO14001等の取得状況は、品質マネジメントシステムと合わせて品質保証部より確認させて戴きます。

提出期限

新規のお取引先様に関しては、契約締結後1ヶ月以内にご提出をお願いします。

添付資料 様式 1
「ミツバ規制化学物質リスト」使用禁止物質 非含有宣言書
添付資料 様式 2
環境マネジメントシステム自己診断書（ISO14001等未取得の場合） 自己診断の内容に変更があった場合は、変化時から1ヶ月以内

提出及び問合せ先

(株)ミツバ 購買第二部購買企画管理課 田島 尚子 宛

E-mail : greenkobai@mitsuba.co.jp

TEL : 0277-52-0171

FAX : 0277-54-6920

尚、ミツバグリーン購買ガイドライン及び添付資料の電子版は、弊社のホームページにて公開しております。

<http://www.mitsuba.co.jp/purchase/index.htm>

様式 1

株式会社 ミツバ 購買部 行

「ミツバ規制化学物質リスト」使用禁止物質 非含有宣言書

当社は、(株)ミツバに現在納入している、又は将来納入する購入品(原材料・部品・補助材料・商品・機器・用品)について、ミツバグリーン購買ガイドライン「ミツバ規制化学物質リスト」に定める使用禁止物質を含有していないことを宣言致します。

また、将来の改訂において、追加される使用禁止物質についても本ガイドラインを遵守することを宣言致します。

記入日

取引先名

責任者名

印

環境マネジメントシステム自己診断書

事業所名	記入責任者	所属・役職	電話番号	
			FAX 番号	
	印		E-mail アドレス	

この「環境自己診断書」は、御取引様の環境マネジメントシステムの構築状況を確認させて戴くものです。
また、御取引様の環境保全に対する自己診断として、ISO14001 等の取得準備にご活用下さい。

弊社要求項目	ISO 要求項目(参考)	評価基準	評価欄
環境方針	環境方針(4.2)	1)環境保全に対する企業理念がある	
		2)環境保全に対する方針を定め、継続的改善及び汚染の予防について誓約している	
		3)方針で法規制の遵守について誓約している	
		4)方針は文書化し、全従業員に周知され、第三者も入手可能することができる	
計画・組織	目的、目標及び実施計画(4.3.3)	1)方針を達成するための目的・目標がある	
		2)目的・目標を達成するための組織・推進責任者が明確になっている	
		3)目的・目標を達成するための手段・方法等の実行計画が定められている	
環境影響評価・運用管理	環境側面(4.3.1) 運用管理(4.4.6) 監視及び測定(4.5.1)	1)事業活動において以下の項目がどのように環境に影響するか評価・特定し、改善に努力している	
		大気汚染	
		水質汚濁	
		騒音・振動	
		使用禁止物質の不使用(規制化学物質リスト 参照)	
		廃棄物	
		エネルギー(電気・ガス・燃料等の使用量)	
2)特定された事象(設備・作業含む)について管理者を定め、管理している			
3)製品アセスメントの仕組みがある			
コンプライアンス	法的及びその他の要求事項(4.3.2) 順守評価(4.5.2)	1)環境に関連する法律・条例及び業界規範等を特定し、管理している	
		2)環境関連法規に係る施設・設備について適正管理している	
リスク管理	緊急事態への準備及び対応(4.4.7)	1)環境保全に関する緊急事態への対応を整備し、手順を確立している	
啓蒙・教育・情報公開	力量、教育訓練及び自覚(4.4.2) コミュニケーション(4.4.3)	1)組織内の人に目標を達成するために必要な教育訓練事項を整理し、実施している	
		2)環境に著しく影響を与える作業に従事する者には、別途教育訓練を実施し、作業リストを作成している	
		3)外部に対して自社の環境保全に関する情報を公開している	
不適合対応	不適合並びに是正及び予防処置(4.5.3)	1)環境管理システムに関する不適合が発生した場合、是正・予防措置を達成させるための手順を確立している	
自己評価	環境マネジメントシステム監査(4.5.5) マネジメントレビュー(4.6)	1)計画の進捗状況、目標の達成状況を自ら評価し、経営者へ報告している	
		2)自己評価の結果を設問・に反映させて、継続的な改善を図っている	
文書管理	文書類(4.4.4)	1)前出の設問をすべて実行するための責任と手順を定め、文書化している	

評価欄には、次のとおりに記入して下さい。(はい： いいえ：× 対象外：)

別紙 関連法規、規制等 (1 / 2)

区分	法規、規制名	制定日	概要
欧州 製品	E U E L V 指令 (2000/53/EC)	2000.11.18	廃棄自動車に含まれる環境に有害性のある物質に関する指令
欧州 製品	R o H S 指令 (2002/95/EC)	2003.1.27	電機、電子製品に含まれる有害物質に関する指令
欧州 製品	特定の危険物および調剤の使用の制限に関する理事会指令 (76/769/EEC)	1976.07.27	人体に影響をおよぼす有害物質を順次規制
欧州 製品	R E A C H 指令 (EC1907/2006)	2006.12.18	化学物質に関する「登録」「評価」「認可」及び「制限」に関する指令
日本	環境基本法	1993.11.19	環境保全の基本理念と施策
日本	循環型社会形成推進基本法	2000.6.2	循環型社会生成の基本事項、各行政主体の役割、対応課題について規定
日本	地球温暖化対策の推進に関する法律	1998.10.9	地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画策定、社会経済活動等活動の温室効果ガス排出抑制等措置を規定
日本	エネルギーの使用の合理化に関する法律	1979.6.22	工場、輸送、建築物、機械器具のエネルギー使用合理化、エネルギー使用合理化総合的推進に必要な措置等を規定
日本	工場立地法	1959.3.20	工場立地が環境保全に影響しないようにするための届出等を規定
日本	大気汚染防止法	1968.6.10	工場、事業所、建築解体に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じんの大気汚染防止に関する規制
日本	八都府市ディーゼル車規制	2003.10.1	首都圏のディーゼル車による大気汚染防止
日本	水質汚濁防止法	1970.12.25	工場及び事業場から公共水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制
日本	下水道法	1958.4.24	下水道の整備を図り、都市の健全な発達と公共水域の水質の保全について規制
日本	浄化槽法	1983.5.18	浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について、浄化槽工事業者の登録制度等について規制
日本	騒音規制法	1968.8.16	工場、事業場、建設工事から発生する騒音について規制
日本	振動規制法	1976.6.10	工場、事業場、建設工事から発生する振動について規制
日本	悪臭防止法	1971.6.1	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制
日本	土壌汚染対策法	2002.5.29	土壌の特定有害物質による汚染状況把握、措置、汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置
日本	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1970.12.25	廃棄物の排出抑制、適正処理について規定
日本	ダイオキシン類対策特別措置法	1999.7.16	ダイオキシン類施策の基本基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を規定

別紙 関連法規、規制等 (2 / 2)

区分	法規、規制名	制定日	概要
日本	資源の有効な利用の促進に関する法律	1991.4.26	使用済み物品及び副産物の発生抑制、再資源化、再商品化について規定
日本	使用済み自動車再資源化等に関する法律	2002.7.12	自動車製造業者等及び関連事業者による使用済み自動車のリサイクルの役割りについて規定
日本	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	1995.6.16	容器包装廃棄物排出抑制、分別収集、分別基準適合物の再商品化を促進するための措置について規定
日本	特定家庭用機器再商品化法	1998.6.5	特定家庭用機器の廃棄物の収集、運搬、再商品化等に関する措置を規定
日本	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	2000.6.7	食品循環資源の再生利用、食品廃棄物等発生抑制、減量する基本的な事項、食品循環資源再生利用促進措置を規定
日本	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	2000.5.31	特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための措置等について規定
日本	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	1988.5.20	オゾン層保護を図るため、特定物質の製造、排出抑制、使用合理化に関する措置等を規定
日本	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	2001.6.22	オゾン層破壊、地球温暖化を抑制するため特定製品からのフロン類回収、破壊促進等に関する指針及び事業者の責務等、フロン類回収、破壊の実施を確保する措置等を規定
日本	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	1973.10.16	難分解性有害化学物質による環境の汚染を防止、新規化学物質の製造又は輸入に関する審査について規定
日本	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	1999.7.13	特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置、事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を規定
日本	高圧ガス保安法	1951.6.7	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、取扱、消費、容器製造と取扱規制について規定
日本	毒物及び劇物取締法	1950.12.28	毒物及び劇物の保健衛生上の取締を規定
日本	消防法	1948.7.4	火災予防、警戒、鎮圧、国民の生命、身体、財産を火災から保護等に関して規定
日本	道路運送車両法	1951.6.1	道路運送車両の所有権、安全性確保、公害防止等、整備、自動車整備事業の健全発達に関する事項を規定

* EU : European Union

RoHS : Restriction of Hazardous Substances

REACH : Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals

改訂履歴

改訂日	改訂内容
2007年10月15日 (2007年11月版)	<ul style="list-style-type: none"> ・文言は最新動向に合わせ全面的に見直し。 ・行動指針を改訂後のものに見直し。 ・化学物質規制リストの名称を「ミツバ規制化学物質リスト」に改訂。 ・「ミツバ化学物質規制リスト」の内容を最新状態に改訂。 ・用語の定義は、個々の説明部分に分散。 ・非含有宣言書、環境マネジメントシステム構築状況報告書、環境マネジメントシステム自己診断書の提出について、明確化 ・関係法規リストを追加
2008年5月16日 (2008年5月版)	<ul style="list-style-type: none"> ・調達統括取締役執行役員の変更。 ・提出及び問合せ先の変更。